

平成27年度 佐世保市利用者負担額（保育料）

階層	階層区分	1号認定		2号認定		3号認定			
				満3歳以上		満3歳未満			
		(平成27年3月31日時点の年齢)							
		国基準額	佐世保市	国基準額	佐世保市	国基準額	佐世保市		
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
2	B2	Bまたは B1のうち母子世帯等	0	0	0	0	0	0	
3	B1	Bのうち 均等割非課税世帯	3,000	3,000	6,000	5,400	9,000	8,200	
4	B	所得割非課税世帯	3,000	3,000	16,500	9,600	19,500	12,400	
5	C2	Cまたは C1のうち母子世帯等	15,100	8,200	15,500	13,800	18,500	16,600	
6	C1	市民 税 所 得 割 課 税 額	48,599円以下	16,100	8,800	16,500	14,800	19,500	17,600
7	C		77,100円以下	16,100	11,800	27,000	19,600	30,000	22,200
8	D1		96,999円以下	20,500	14,600	27,000	24,400	30,000	27,000
9	D2		168,999円以下	20,500	18,200	41,500	30,200	44,500	33,600
10	D3		211,200円以下	20,500	20,500	58,000	36,800	61,000	40,000
11	D4		300,999円以下	25,700	22,600	58,000	37,800	61,000	44,000
12	D5		396,999円以下	25,700	23,200	77,000	38,800	80,000	48,000
13	D6	397,000円以上	25,700	24,000	101,000	40,000	104,000	62,400	

※上記金額は第1子目の金額であり、2子目は1/2の金額、3子目は無料となります。

(1号認定は小学校3年生までの兄弟からカウント、2・3号認定は同時利用の兄弟からカウント)

※2号・3号認定の階層ごとの利用者負担額（保育料）は、平成27年3月31日時点での年齢で適用となりますので、年度途中で満3歳以上になられた場合であっても、負担額（保育料）は変わりません。

※利用する施設・事業、公私立を問わず、認定区分ごとに同一の負担額となります。

※新制度においては、保育料の算定方法が所得税から市民税額へ変更となるため、収入が前年度と変わらない場合も階層変更となる場合があります。

※4月～8月は平成26年度の市民税額に基づく保育料、9月～3月は平成27年度の市民税額に基づく保育料となります。

※保育料算定の際に使用する市民税所得割課税額は、子ども・子育て支援法施行令第四条第一項第二号の内閣府令で定める規定により、住宅借入金等特別税額控除などの税額控除がある場合、税額控除額を加算した額となります。

※「母子世帯等」とは、母子・父子世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯をいいます。

※1号認定保育料には、給食（材料）費を含みません。2号認定保育料には、給食の副食（材料）費を含みます。3号認定保育料には、給食（材料）費を含みます。

※この保育料のほかに、各施設・事業によっては、行事代、バス利用代などの実費徴収費や上乗せ徴収費がかかることがあります。

※新制度に移行しない私立幼稚園・認可外保育所の保育料は、現行どおり各施設が定める保育料となります。